

## 渋井川、渋川を含む河川整備計画実施の遅れ等による甚大な豪雨被害に対する実効ある被災者支援を求める意見書

本年9月10日から11日にかけて東北地方や関東地方を襲った記録的な豪雨は、宮城、茨城、栃木の3県を中心に大きな被害をもたらしました。

本市においては、宮城県管理河川の堤防が渋井川で3カ所、渋川で2カ所、名蓋川で3カ所決壊し、一時、約400世帯1,200人が孤立し、宮城県警や陸上自衛隊、仙台消防局等のヘリコプターやゴムボートで176名が救助されるという事態が発生しました。

また、被災地住民は、住宅、家具、車両及び農機具等事業用資産並びに農作物等に甚大な被害を受けました。

本市は今、国により災害救助法、激甚災、被災者生活再建支援法の適用、指定が行われていますが、それだけでは対応できない課題を抱えており、被災者の生活再建支援に努力を傾注しているところです。

11月24日に宮城県市議会議長会が宮城県知事に対し、関東・東北豪雨災害の復旧、復興対応に関する緊急要望書を提出しました。その要望書の中では県独自の支援制度創設、災害救助法による住宅応急修理の期間延長、破堤した河川の早急な復旧と堤防かさ上げなど再発防止策、被災した農林業者や中小企業の負担軽減などを求めています。

本市議会からは、被災者生活再建支援が適用されましたが、床上浸水が1メートル以上か否かを境に「大規模半壊」と「半壊」に区別され、支援内容に差をつけられていることに対し、被災者からは同様の被害に対しては差別のない対応が求められており、全国32都道府県にある独自の「被災者生活再建支援制度」と同様に、被災者生活再建支援法で支援金対象とならない半壊や床上浸水住宅に対する宮城県独自の支援制度創設を強く求めています。

これに対し、宮城県知事から「県だけで対応するのは難しい」、「国に対し対象を拡大するよう要望したい」とのコメントがあったとされていますが、今回の豪雨被害の原因についての宮城県としての責任の自覚が欠けているのではないかと指摘せざるを得ません。

つきましては、宮城県管理河川整備促進について、国土交通省と連携のもと、早急に特段の措置を講ずるとともに、今回の9・11関東・東北豪雨災害被災者の切望する下記の対策について適切に対応されるよう強く要望するものです。

### 記

- 1 被災者支援として、被災者生活再建支援金の対象とならない半壊、床上浸水住家に対し宮城県独自の支援制度を創設するなど、被災者からの要望に対応できるようにすること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年12月25日

宮城県大崎市議会議長 佐藤 清 隆

宮 城 県 知 事  
宮 城 県 議 会 議 長 } 殿